



小林勝哉

社会保険労務士事務所

事務所通信と最新情報



本号の内容

社会保険労務士の
使命規定に心新た

これからの時代の
ライフプラン設計を

ストレスチェックの活用で
より良き職場に

社会保険労務士の 使命規定に心新た

～第9次社会保険労務士法改正～

第9次社会保険労務士法改正で、社会保険労務士の使命規定の創設等が盛り込まれました。

1. 社会保険労務士の使命に関する規定の新設
2. 労務監査に関する業務の明記
3. 社会保険労務士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備
4. 名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記

特に社労士の使命規定が創設され、心新たです。当事務所では、障害年金相談室を中心に一人一人のご相談者様の人生を拓いてゆけるようノブレスオブリージュを果たし行くとともに、経営労務監査を通じて企業が未来に向かって持続的に発展していくことができる環境整備のお手伝いをさせていただけるようこれからも尽力してまいります。



ストレスチェックの活用で より良き職場に

2027年までに従業員50人未満の事業場に対しても義務化へ

労働災害の精神障害の請求件数が大幅に増加し、燃え尽き症候群（バーンアウト）による管理者層の不調も増えています。

労働安全衛生法の改正を受けて、2027年までに従業員50人未満の事業場にもストレスチェックが義務化されることとなりました。この機会に、より良い職場づくりへの3つのポイントを考えてみましょう。

- 1) 集団分析の活用
- 2) 管理監督者による対応力の強化
- 3) 従業員参加型の職場改善

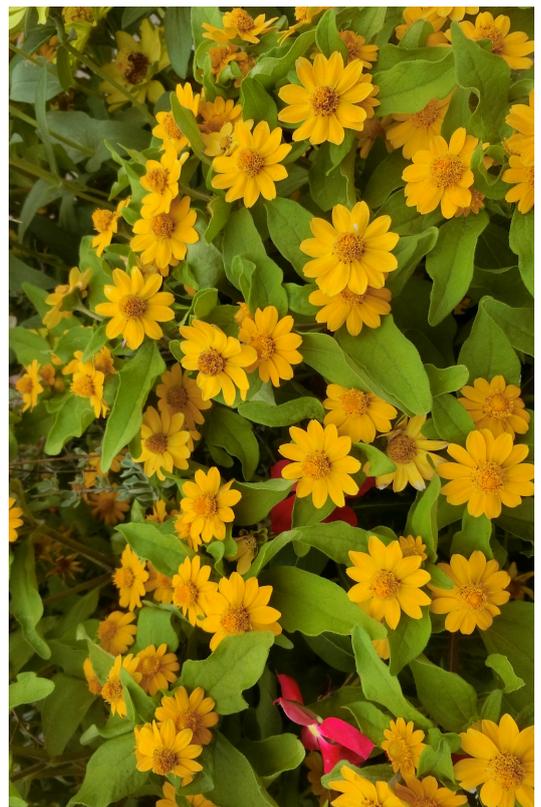
当事務所では、数多くのケーススタディーを踏まえて、メンタルヘルスの側面から適切なストレスチェック制度の導入支援や職場環境改善の推進のお手伝いをさせていただいております。

ご一緒に、社員の笑顔あふれず職場作りを進めてまいりましょう。

これからの時代の

ライフプラン設計を

変化の時代だからこそ、企業のライフプランセミナーなど従業員が退職後の生活について考える機会を活用して、社会保障制度や年金制度の解説に加え、具体的な行動変容につなげていくことも大切になってきています。



小林勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 33 東京左官会館 3階

TEL : 080-1697-8329

FAX : 03-3269-2737

